

特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則をここに公布する。

○特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

(平成8年12月27日規則第120号)

改正 平成9年12月26日規則第128号 平成11年12月28日規則第134号
平成13年10月30日規則第167号 平成14年12月27日規則第110号
平成18年1月20日規則第5号 平成30年6月29日規則第53号

高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第17条第3項の規定による法第2条第6項に規定する第一種特定海洋生物資源(以下「第一種特定海洋生物資源」という。)の採捕の数量等の報告等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)第84条第1項に規定する海面(法第2条第1項に規定する排他的経済水域等に限る。)に適用する。

(採捕の数量等の報告者)

第3条 法第17条第3項の規則で定めるもの(以下「採捕の数量等の報告者」という。)は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- (1) 中型まき網漁業(漁業法第66条第2項に規定する中型まき網漁業をいう。以下同じ。)であって、まあじ、まいわし又はまさば及びごまさばをとることを目的とするもの
- (2) 小型まき網漁業(高知県漁業調整規則(昭和48年高知県規則第14号)第7条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)及び敷網漁業(同条第6号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)であって、さんま、まあじ、まいわし又はまさば及びごまさばをとることを目的とするもの
- (3) 定置漁業(漁業法第6条第3項に規定する定置漁業をいう。以下同じ。)
- (4) 小型定置漁業(漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル未満であるものをいう。以下同じ。)
- (5) まさば及びごまさばをとることを目的とする釣漁業
- (6) くらまぐろをとることを目的とする漁業(漁業法第110条第1項に規定する太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州広域漁業調整委員会又は瀬戸内海広域漁業調整委員会(次条第5項において「広域漁業調整委員会」という。)の承認を受けた沿岸くらまぐろ漁業を含む。)

(その他の報告事項)

第4条 採捕の数量等の報告者は、法第17条第3項の規定による報告をするときは、併せて次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 採捕の数量等の報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 採捕に係る漁業の種類
- (3) 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び敷網漁業にあつては、採捕に係る漁業の許可番号
- (4) 定置漁業及び小型定置漁業にあつては、採捕に係る漁業権の免許番号
- (5) 広域漁業調整委員会の承認を受けた第一種特定海洋生物資源の採捕に係る承認番号
- (6) 採捕に係る船舶の名称及び漁船登録番号
- (7) 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日及び場所(くろまぐろの養殖用種苗の採捕にあつては、当該種苗を移送用の仮生け簀等に入れた日及び場所をいう。次条において同じ。)

(採捕の数量等の報告の方法)

第5条 法第17条第3項の規定による報告は、毎月、その月に陸揚げされた採捕の数量を集計し、当該月の翌月の10日までに別記第1号様式による採捕の数量等の報告書を提出してしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が法第8条第2項の規定による公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間(法第4条第1項の規定により知事が定める県の計画において、第一種特定海洋生物資源の漁獲可能量の管理の対象となる期間をいう。)の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別記第1号様式による採捕の数量等の報告書を提出してしなければならない。
- 3 前項に規定する報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(第15条第3項において「信書便」という。)で提出した場合における第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(採捕の数量等の報告者以外の者に係る報告)

第6条 漁業協同組合は、当該漁業協同組合に属する採捕の数量等の報告者以外の第一種特定海洋生物資源を採捕する漁業を営む者が陸揚げした第一種特定海洋生物資源について、毎月、その月に陸揚げされた採捕の数量を集計し、次に掲げる事項を当該月の

翌月の10日までに、別記第2号様式による採捕の数量等の報告書により知事に報告しなければならない。

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号)第17条第1号に定める事項
- (2) 採捕に係る漁業の種類
- (3) 採捕に係る船舶の名称及び漁船登録番号
- (4) 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日及び場所
(電子情報処理組織による報告)

第7条 知事は、法第17条第3項又は前条の規定による報告について、第5条又は前条の採捕の数量等の報告書による報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と採捕の数量等の報告者又は漁業協同組合の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(第3項において「電子情報処理組織」という。)を使用してさせることができる。

- 2 前項の規定に基づきされた報告は、県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。
- 3 電子情報処理組織を使用して法第17条第3項又は前条の規定による報告をしようとする者についての第5条又は前条の規定の適用については、第5条中「別記第1号様式による採捕の数量等の報告書を提出して」とあるのは「入出力装置(採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものに限る。)から入力して県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルに記録して」と、前条中「別記第2号様式による採捕の数量等の報告書」とあるのは「入出力装置(漁業協同組合の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものに限る。)から入力して県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルに記録すること」とする。

附 則

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年12月26日規則第128号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月28日規則第134号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年10月30日規則第167号)

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日規則第110号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成18年1月20日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月29日規則第53号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

採捕の数量等の報告書
[別紙参照]

第2号様式(第6条関係)

採捕の数量等の報告書
[別紙参照]